

平成28年3月

地球温暖化防止実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画)



(鍛高地区のしそ畑)

白 糠 町
釧路白糠工業用水道企業団

目 次

第1章	実行計画の基本的事項	
1	地球温暖化問題とは	1
2	計画策定の背景等	1
3	計画策定の目的及び位置づけ	1
4	現行計画の実施状況	2
5	計画の期間	2
6	計画の範囲	2
7	対象とする温室効果ガス	2
第2章	計画の目標	
1	温室効果ガスの排出の現状	3
2	温室効果ガスの削減目標	5
第3章	取組みの具体的内容	
1	省エネルギーに向けた取組み	6
2	資源に向けた取組み	7
3	廃棄物発生量の抑制及びリサイクル	8
第4章	計画の推進と推進管理	
1	計画の推進・点検体制	9
2	推進管理	9
3	計画の公表等	9

第1章 実行計画の基本的事項

1 地球温暖化問題とは

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素やメタン等）の大気中濃度が増加し、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

産業革命以降、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素の人為的な排出が増え、大気中の濃度が急速に上昇しております。

気温が上昇すると、海水面が上昇し陸域が減る、豪雨や干ばつ等の異常気象が増えるなどの他、生態系のバランスや食糧生産にも影響が及ぶといわれております。

2 計画策定の背景等

平成9年に地球温暖化防止対策京都会議（COP3）が開催され、温室効果ガスの削減に向けて世界的に取り組むことが確認され、京都議定書が採択されました。

議定書には、温室効果ガス排出削減の数値目標として、平成2年比で平成20年から平成24年の5年間で先進国全体で5.2%、わが国では6%の削減目標が定められております。

この議定書の採択を受け、わが国では、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が公布され、国、地方公共団体、事業者及び国民の取組みの基本事項が明らかにされた他、地方公共団体の事務・事業に関する実行計画の内容についても定められました。

法第4条には、地方公共団体の責務が明記され、第20条の3には、実行計画の策定・公表等が義務付けられております。

この計画は、都道府県、市町村の事務及び事業における温室効果ガスの排出量削減計画であり白糠町においても温室効果ガスの削減に向けた計画を策定し、各部局が連携を図りながら全職員一丸となって地球温暖化防止に努めてまいります。

尚、白糠町と釧路市とで構成している一部事務組合、釧路白糠工業用水道企業団（以下「企業団」という。）についても、本町の庁舎内で事務を執り主要な施設も本町域に有していることから、企業団の事務及び事業における温室効果ガスの排出量削減計画も含めた内容で本計画を策定するものいたします。

3 計画策定の目的及び位置づけ

地球温暖化は町民や事業者が消費するエネルギーに密接な関係があります。白糠町と企業団は、行政の主体としての役割のほか、職員数、事業量から見て事業者、消費者としての通常の経済活動の主体としての性格を併せ持っており、町内でも大きな事業体の一つとなっております。この為、町と企業団の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減に率先して取り組むとともに、地域住民や事業者に地球温暖化対策への理解と協力を促す事もあわせて目的といたします。

なお、本計画は、法第20条の3に基づく地方公共団体実行計画と位置付けをするものです。

4 現行計画の実施状況(平成23年度策定)

白糠町及び企業団は、法に基づく地球温暖化防止実行計画を平成23年度に策定し、事務事業から発生する温室効果ガスを、平成21年度比で平成23年度から平成27年度までの5年間で、3%削減することを目標に取り組んできました。

計画4年目の平成26年度末実績では25.5%の増加と、目標から大きく離れている状況となっております。

5 計画の期間

本実行計画は、平成26年度を基準年と定め、平成28年度から平成32年度までの5年を対象とします。

6 計画の範囲

本実行計画の対象は、白糠町及び企業団が行う事務及び事業であり対象施設は、次のとおりとします。

(白糠町分)

部 等	課 等	施 設 名
企画総務部	企画財政課	TV中継所 デジタル中継所 西庶路信和集会所
	総務課	役場庁舎 除雪機械車庫
	庶路支所	庶路支所 西庶路コミュニティセンター 庶路町民センター
保健福祉部	町民サービス課	クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場 白糠斎場 生活排水終末処理場 バスターミナル バス車庫
	福祉課	白糠生活館 保育園(白糠・庶路) ふれあい児童館 ポコロモンリチセ 寿の家(茶路・西庶路・庶路)
	介護健康課	保健センター
経済部	経済課	生活改善センター(茶路・上庶路) 和天別パイオニアセンター 庶路川ししゃも人工ふ化場 庶路川さけ中間育成施設 勤労者センター メイクセンター
	建設課	坂の丘公園 逍遙公園 恋問自然観察公園 岬の森東山公園 ふれ あい公園 流末排水 ロードヒーティング
水道部	上下水道課	浄水場・配水池 下水道管理センター マンホールポンプ(1~7)
	簡易水道課	和天別配水池 和天別増圧ポンプ施設 和天別送水ポンプ施設 茶路簡水第2配水池 茶路簡水浄水場 二股簡易水道施設 中庶路日の出飲用水供給施設 中庶路ポンプ運転管理棟
教育委員会	管理課	学校(白糠小・庶路小・茶路小中・白糠中・庶路中) 庶路幼稚園
	社会教育課	社会福祉センター 公民館 縫別自然の家 町営野球場 総合体育館 白糠温水プール 武道館 スケートリンク(白糠・庶路) しらぬかパークゴルフインチャロ
	給食センター	総合給食センター

(釧路白糠工業用水道企業団)

部 等	課 等	施 設 名
企画総務部	工業用水道課	工業用水浄水場

7 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

第2章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出の現状

白糠町及び企業団の事務及び事業に伴う二酸化炭素排出状況を原因別に次に示します。

表1 二酸化炭素の排出状況・構成割合（平成26年度）

（上段：白糠町と事業団の合算、中段：[白糠町のみ]、下段：(事業団のみ)）

項目	使用量		二酸化炭素排出量		割合
ガソリン	39,196 [38,329] (867)	リットル	90,936 [88,924] (2,012)	kg	2.59% [2.74%] (0.78%)
軽油	22,322 [22,305] (17)	リットル	57,592 [57,547] (45)	kg	1.65% [1.77%] (0.02%)
灯油	169,030 [169,030] (-)	リットル	420,885 [420,885] (-)	kg	12.03% [12.98%] (-)
A重油	251,264 [251,264] (-)	リットル	680,926 [680,926] (-)	kg	19.46% [21.00%] (-)
LPガス	3,009 [3,009] (-)	m ³	17,107 [17,107] (-)	kg	0.49% [0.53%] (-)
電気	3,244,672 [2,873,312] (371,360)	Kwh	2,232,335 [1,976,839] (255,496)	kg	63.78% [60.98%] (99.20%)
合計			3,499,781 [3,242,228] (257,553)	kg	100.0% [100.0%] (100.0%)

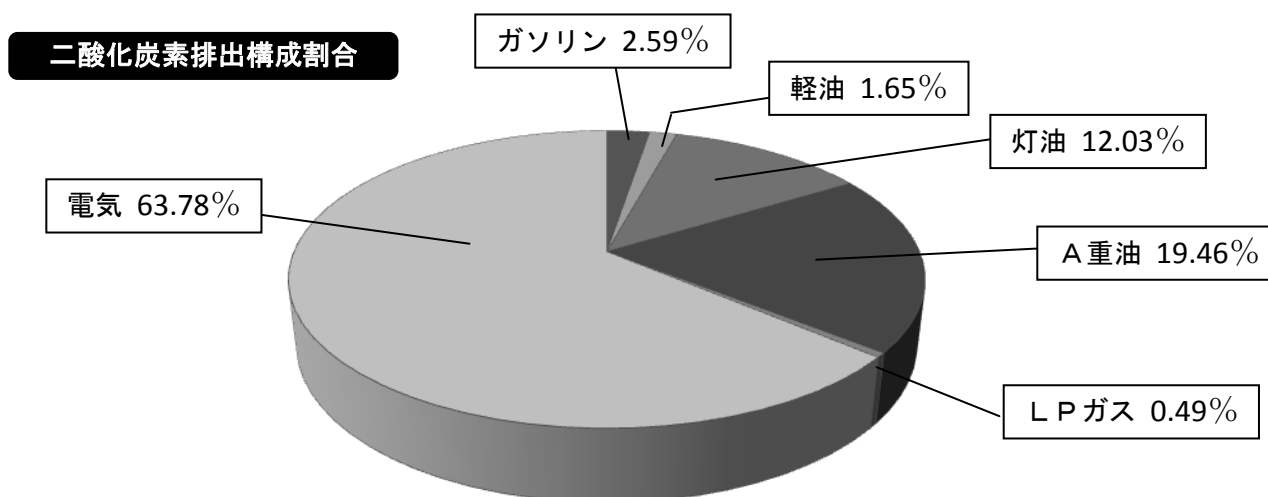


表2 二酸化炭素の年度別排出状況（削減率は平成21年度比）

平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
排出量 (kg)	削減率	排出量 (kg)	削減率	排出量 (kg)	削減率	排出量 (kg)	削減率
2,779,650	△0.2%	3,221,828	15.5%	3,782,248	35.6%	3,499,781	25.5%

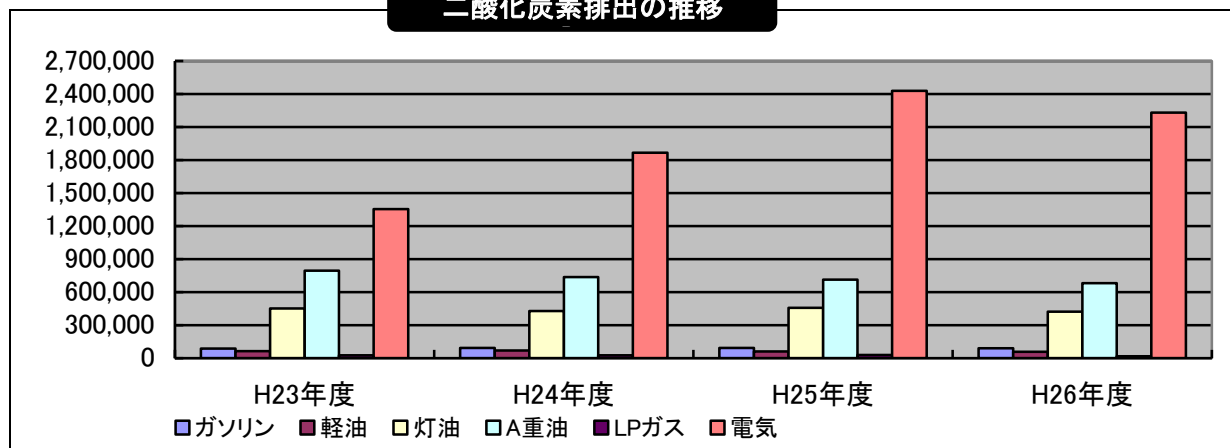
表3 燃料別エネルギー使用量

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ガソリン(ℓ)	37,795	40,739	40,591	39,196
軽油(ℓ)	24,924	26,604	23,373	22,323
灯油(ℓ)	181,117	172,228	183,239	169,030
A重油(ℓ)	293,700	271,600	263,000	251,264
LPガス(m ³)	4,767	4,666	5,357	3,009
電気(kWh)	3,834,698	3,850,034	3,529,535	3,244,672

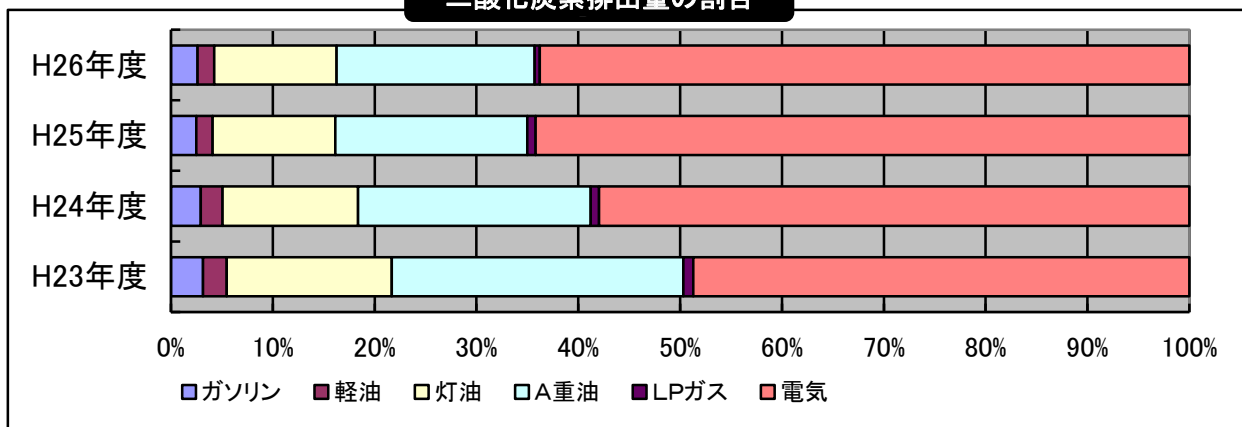
表4 燃料別二酸化炭素排出量

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ガソリン(kg)	87,683	94,514	94,172	90,936
軽油(kg)	64,304	68,637	60,303	57,592
灯油(kg)	450,980	428,847	456,264	420,885
A重油(kg)	795,927	736,036	712,730	680,926
LPガス(kg)	27,107	26,527	30,458	17,107
電気(kg)	1,353,649	1,867,267	2,428,321	2,232,335

二酸化炭素排出の推移



二酸化炭素排出量の割合



2 温室効果ガスの削減目標

二酸化炭素の削減目標については、排出実態等を踏まえ、次のとおり設定します。

<p>【総排出量の削減目標】 基準年次である平成26年度の温室効果ガス排出量は 白糠町と企業団合算で 3,499,781(kg-CO²)です。 平成32年度までに、6.2%削減することを目標とする。 3,499,781(kg-CO²) ⇒ Δ6.2%⇒ 3,282,794(kg-CO²)</p>
--

表5 項目別の二酸化炭素排出量削減目標

(上段：白糠町と事業団の合算、中段：[白糠町のみ]、下段：(事業団のみ)、)

項目	平成26年度 実績使用量		実削減目標	削減量			
		％		実使用量	％	CO ² 排出量	
ガソリン	39,196 [38,329] (867)	％	Δ6.3% [Δ6.3%] (Δ6.2%)	Δ2,465 [Δ2,411] (Δ54)	％	Δ5,719 [Δ5,594] (Δ125)	kg
軽油	22,322 [22,305] (17)	％	Δ6.5% [Δ6.5%] (Δ5.9%)	Δ1,443 [Δ1,441] (Δ1)	％	Δ3,721 [Δ3,718] (Δ3)	kg
灯油	169,030 [169,030] (-)	％	Δ6.2% [Δ6.2%] (-)	Δ10,496 [Δ10,496] (-)	％	Δ26,136 [Δ26,136] (-)	kg
A重油	251,264 [251,264] (-)	％	Δ6.2% [Δ6.2%] (-)	Δ15,598 [Δ15,598] (-)	％	Δ42,272 [Δ42,272] (-)	kg
LPガス	3,009 [3,009] (-)	m ³	Δ5.8% [Δ5.8%] (-)	Δ174 [Δ174] (-)	m ³	Δ989 [Δ989] (-)	kg
電気	3,244,672 [2,873,312] (371,360)	Kwh	Δ6.2% [Δ6.2%] (Δ6.2%)	Δ200,798 [Δ177,776] (Δ23,022)	Kwh	Δ138,150 [Δ122,310] (Δ15,840)	kg
合計	計画目標値Δ6.20%					Δ216,987	kg

(削減目標値)

わが国では平成27年12月の国連気象変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)において、日本における温室効果ガス排出量を平成25年比で平成42年までに26%削減することを表明したところであります。

本町においては本計画策定前の平成25年度から平成26年度で7.4%の削減実績となっております。

今後大幅な削減は厳しいと考えられますが、平成42年度までに26%削減することを目指し、本計画期間では6.2%の削減を目標とします。

	H23 実行計画 (H25年～H27年)	H28 実行計画 (H28年～H32年)	H33 実行計画 (H33年～H37年)	H38 実行計画 (H38年～H42年)	H42年 (H25からの累計)
目標値	Δ7.4%	Δ6.2%	Δ6.2%	Δ6.2%	Δ26.0%

第3章 取り組みの具体的内容

温室効果ガス(二酸化炭素)削減目標の達成に向けて、各部局が連携を図りながら全職員が積極的に各項目に取り組んでいきます。

1 省エネルギーに向けた取り組み

二酸化炭素(CO²)の排出に最も関与している電気や燃料の使用量を削減するため、庁舎等の施設を管理している部局はもとより、全職員が一丸となって次のような省エネルギーに向けた取り組みを行います。

(1) 電気使用量の削減

① 照明設備の適正な使用

- ・ 昼休みの消灯の徹底。
- ・ 不必要な個所の消灯の徹底。
- ・ ノー残業デーの徹底。
- ・ 時間外勤務時は、必要部分以外は、必ず消灯する。
- ・ 蛍光管の取替時には省エネルギータイプの管を選択することとし、照明更新時は発光ダイオード(LED)に切り替えを進める。
- ・ 窓側等の照明は原則消灯する。
- ・ 照明の間引きを徹底する。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

② 事務用機器の適正な使用

- ・ OA機器を長時間使用しないときは電源を切る。
- ・ 退庁・退館時には、コピー機、パソコンを含む事務用機器のコンセントは可能な場合全て外す。叶わない場合は主電源を切る。
- ・ 機器を導入及び購入する際には、省エネルギータイプ(グリーン購入)の機器を導入する。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

③ 施設内のその他の設備の適正な使用

- ・ 自動ドアの利用を控え、手押しドアまたは、職員玄関を利用する。
- ・ ポット等の給茶用機器についても、保温用機器を利用する。
- ・ 設備を導入及び更新する際には、省エネルギータイプの機器を導入する。
- ・ エレベーターの使用を自粛する。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

(2) 燃料使用量の削減

① 暖房設備の適正な使用

- ・ 暖房温度は20度を目安として適切に調整する。

- ・冬期については、厚着をするなど服装を調整する。
- ・ブラインド等を適切に利用した温度管理を心掛ける。
- ・灯油ストーブは、こまめな点火・消火を心がける。
- ・パネルヒーターの温度つまみを調整し、室内温度を上げすぎないようにする。
- ・その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

②公用車の適正な使用

- ・公用車から離れるときは、長短を問わずエンジンを切る。
- ・急発進、急加速、不必要なアイドリングをしない。
- ・タイヤの適正な空気圧、無駄な荷物を積んでいないか等の確認を運転前に必ず行う。
- ・冷房（エアコン）の使用を控える。
- ・複数の用事を一度に処理できる場合には、極力一度にまとめる。
- ・複数の場所へ移動する場合は、最短距離で移動できるよう効率的な運行計画を立てる。
- ・町内など移動距離が短い業務については、徒歩により行う。
- ・少人数での移動の際等は、燃費の良い車両を使用する。
- ・その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

③ガス設備の適正な使用

- ・湯沸しなどでガスを使用する場合は、終了と同時に速やかにスイッチを切る。
- ・調理等でガスを利用する場合は、できるだけ余熱の利用に努め、炎が鍋底からからはみ出さない等の火力の調整を行う。
- ・業務上ガスを多く使用する施設については、適切な使用を検討し、可能な限り限り無駄な使用を控える。
- ・その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

2 省資源に向けた取り組み

紙使用量の削減や節水など省資源の取組みを積極的に行います。

(1) 紙類の適正な使用

- ・コピー前に必要枚数を確認及び原稿のチェックを十分行い無駄な使用を回避する。
- ・プリントアウトは必要最小限とする。
- ・2ページ以上に渡る書類は、必要に応じ、両面コピーや縮小サイズでコピーする。
- ・裏面が白紙の不用紙は、所定の回収箱に入れ再利用する。ただし、個人情報等報等の非公開事項が記載されているものは除く。
- ・配布書類・刊行物は適正部数を考慮し、作成する。
- ・シュレッダーの使用は、個人情報記載されているものや機密文書に限る。
- ・内部で利用する会議資料、レジュメ、新聞スクラップの複製、資料作成等、文書保存に関わらない軽易なものは、できるだけ裏紙を使用する。

- ・会議等での封筒配布の縮小。
- ・その他省資源化に有効な対策を講ずる。

(2) 水資源の効率的な使用

- ・日常的な節水に努める。
- ・トイレ・台所・水飲み場を利用する際には、無駄な水洗いや流し放しをせず、最小限の使用を心掛ける。
- ・施設の定期点検を実施し、必要に応じて漏水対策を行うなど、適切な改善措置を講ずる。
- ・樹木や植栽等の散水にあたっては、できる限り雨水等を利用するなど水道水の節水に努める。
- ・その他省資源化に有効な対策を講ずる。

3 廃棄物発生量の抑制及びリサイクル

3 R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組みを積極的に行う。

- ・使用済封筒については、再利用する。
- ・ごみの分別排出の徹底。
- ・業務用以外に発生する個人のごみは、家庭に持ち帰る。
- ・詰替えやリサイクルが可能な物品を購入する。
- ・事務用品購入時における袋の辞退。
- ・その他ごみの減量化やリサイクルに有効な対策を講ずる。

第4章 計画の推進と推進管理

1 計画の推進・点検体制

本実行計画の全庁的な推進と適正な執行管理を行うため、副町長を責任者として各部課長職で構成する組織（既存の部課長会議を活用）により計画の推進と適正な執行管理を行います。（釧路白糠工業用水道企業団についても、関係課を通して適正な執行管理を行う）

また、事務局は、町民サービス課に置き、全職員で目標達成の取り組みを行います。

2 推進管理

事務局は、各部局と連携を図りながら温室効果ガスの排出量等を調査し、達成状況の管理を行い、実行状況評価を行います。

3 計画の公表等

本計画と計画の進捗状況については、広報誌等により公表を行います。